

平成 27 年度
今治市集中改革プラン進捗状況

平成 29 年 1 月

企画財政部
企画課

目 次

I	平成 27 年度の財政状況について	1
1	今治市の財政状況について	1
(1)	歳入（収入）の状況	2
(2)	歳出（支出）の状況	3
(3)	類似団体との比較	6
(4)	市債の状況	7
	用語の説明	9
II	平成 27 年度の改革への取組状況について	10
1	定員適正化等の人事面	11
(1)	定員の適正化	11
(2)	給料・手当の適正化	13
2	経費節減等の財政面	15
(1)	経費節減等の財政効果	15
3	事務事業再編等の行政経営面	20
(1)	事務事業の再編・整理・統合・廃止	20
(2)	民間委託等の推進	21
(3)	第三セクターの見直し	24

I 平成 27 年度の財政状況について

1 今治市の財政状況について

今治市の財政状況を普通会計決算（地方自治体ごとに異なる会計の範囲を一定の基準で区分しなおした会計）の比較でみてみましょう。

平成 27 年度は、歳入が前年度を約 4 億円上回る約 830 億円、歳出が前年度と同規模の約 777 億円となりました。しかし、歳入の増加は地方交付税などの依存財源によるものが多く、歳出の減少については積立金が増加したものの投資的経費が減少したためです。

そのため、単年度における実質的な収支指標である実質単年度収支は、前年度と比較して約 16 億円改善し、約 11 億円の黒字となっています。

歳入のうち、地方税などの自主財源は、固定資産税が約 3 億円減少し、不動産収入などの財産収入が約 14 億円増加するなど、総額では約 22 億円の増加となりました。

また、地方交付税などの依存財源は、地方消費税交付金が約 13 億円増加しましたが、地方債が約 35 億円減少するなど、総額では約 18 億円の減少となりました。

歳出のうち、人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費の総額は、前年度を約 4 億円上回る約 373 億円、歳出全体の 48.0%を占めています。人件費は、職員給や退職金の減少により約 4 億円減少したものの、扶助費は、障害福祉サービス費や施設型給付費の増加などにより約 2 億円、公債費は、地方債償還元金の増加により約 7 億円、それぞれ増加となりました。また、普通建設事業費などで構成される投資的経費は、前年度を約 40 億円下回る約 111 億円で、歳出全体の 14.3%を占めています。その他の経費は、水道事業会計出資金などの投資金・出資金・貸付金が約 2 億円減少しましたが、財政調整基金・減債基金などに対する積立金が約 28 億円増加するなど、前年度を約 36 億円上回る約 293 億円となりました。

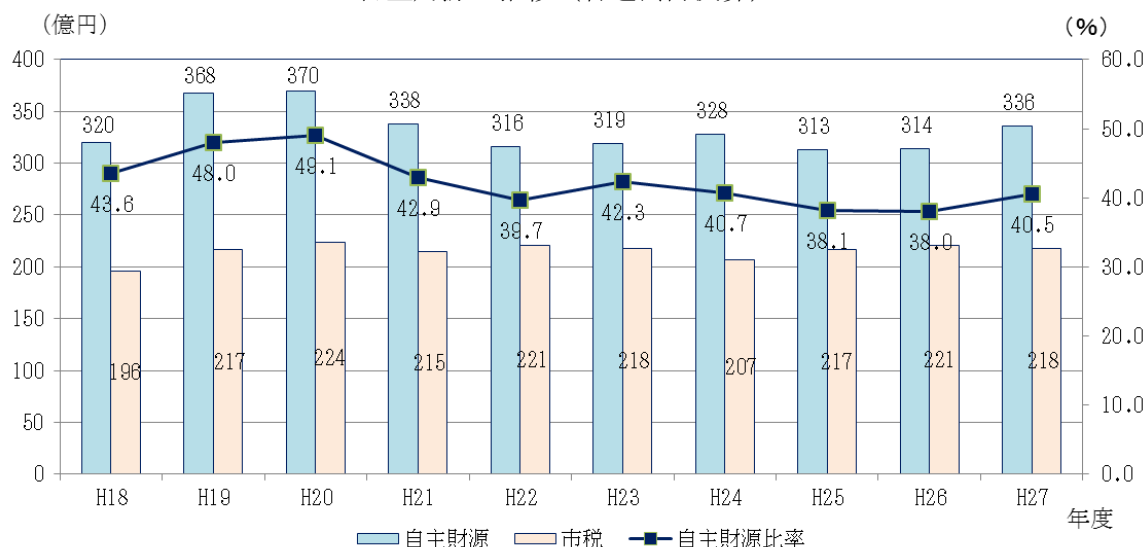
実質単年度収支は改善しましたが、歳入と歳出を合わせた財政構造の弾力性（自由度）を判断する指標である経常収支比率は、類似団体と比較して高く（自由度が小さく）なっています。

このような状況の中、合併団体に対する地方財政措置については、普通交付税の合併算定替に代わる、合併により広域化した市町村の姿の変化に対応した算定の見直しが行われています。これにより全体で合併算定替による特例加算額の 7 割程度が確保されることとなり、今治市においても削減額が当初の見込みより圧縮される見通しとなりました。

しかしながら、依然として 3 割程度は削減される状況に変わりはなく、今後も、その動向を注視するとともに、将来の環境変化に柔軟に対応できる強固で持続可能な財政基盤を確立するため、行政改革ビジョン（平成 28 年 2 月策定）に定めた行政改革の取組を絶え間なく着実に実行していく必要があります。

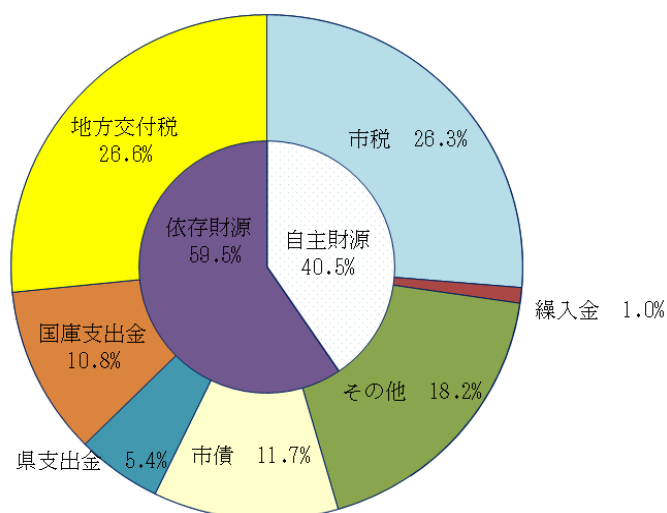
(1) 歳入（収入）の状況

自主財源の推移（普通会計決算）



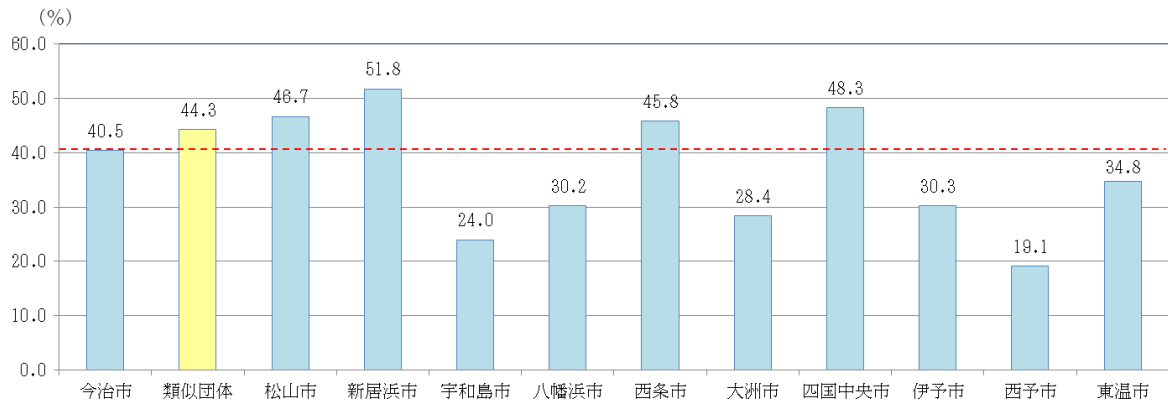
本市の自主財源は、地方税が前年比 1.0%、諸収入が 11.9%減少しましたが、財産収入が前年比 478.4%、ふるさと納税などの寄附金が 149.9%増加し、全体では前年度比約 22 億円（7.0%）の増加となりました。

歳入の内訳（平成 27 年度普通会計決算）



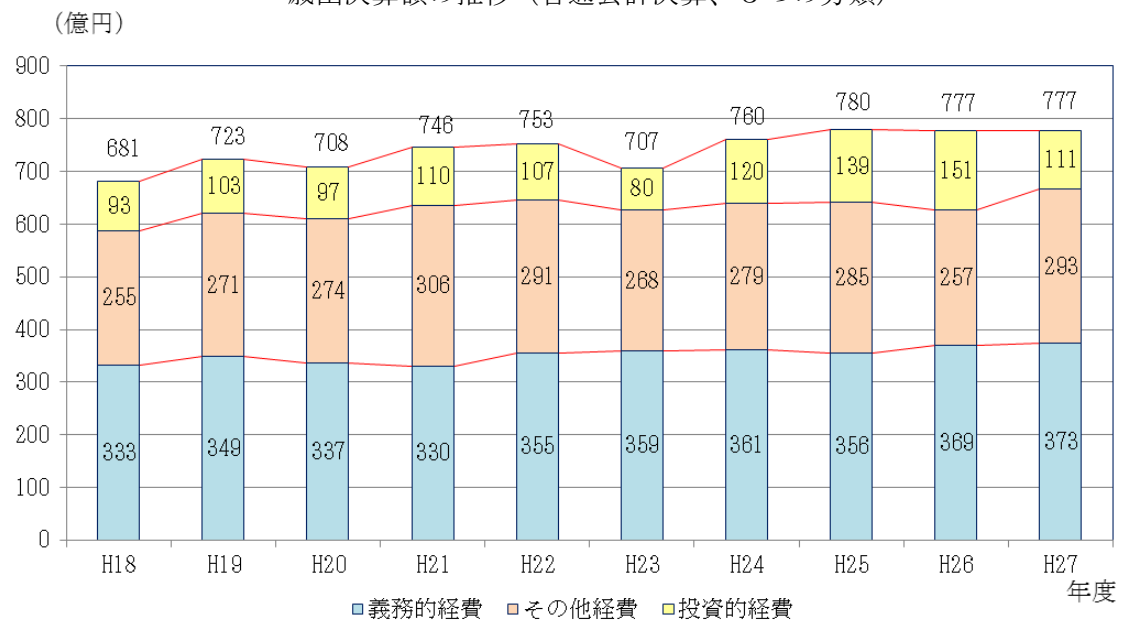
歳入は、市税などの自主財源が 40.5%、地方交付税や市債などの依存財源が 59.5%となっています。自主財源比率は、類似団体の 44.3%と比較して 3.8 ポイント低く、県内 11 市の中では 5 番目に高い比率となっています。

自主財源比率の比較（平成 27 年度普通会計決算、類似団体及び県内 11 市）



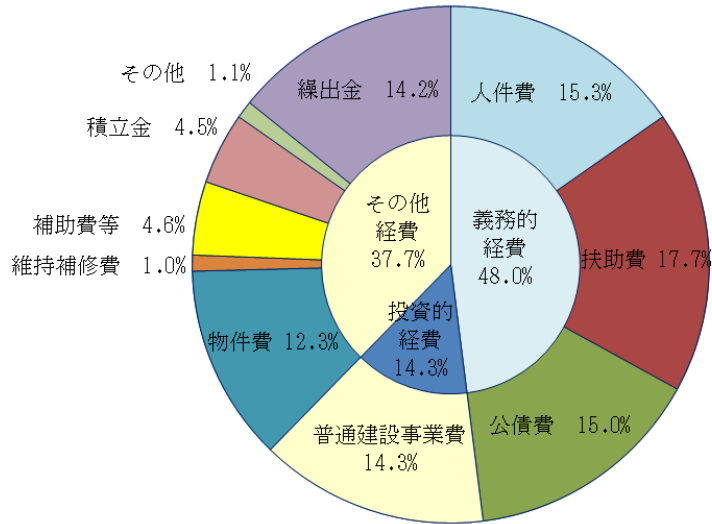
(2) 歳出（支出）の状況

歳出決算額の推移（普通会計決算、3つの分類）



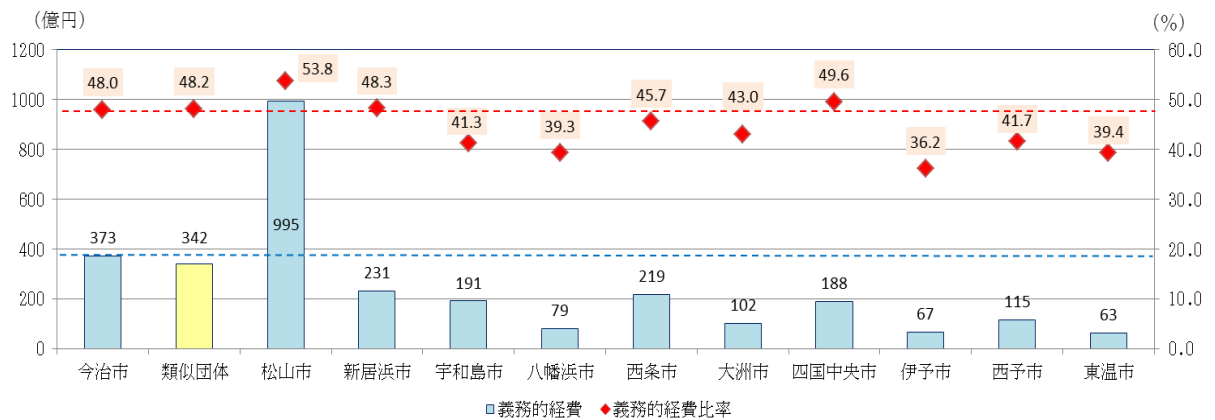
平成 27 年度の歳出総額約 777 億円のうち、義務的経費は前年度比 1.0%増の約 373 億円、投資的経費は前年度比 26.4%減の約 111 億円、その他経費は前年度比 13.8%増の約 293 億円となっています。

歳出の内訳（平成 27 年度普通会計決算）

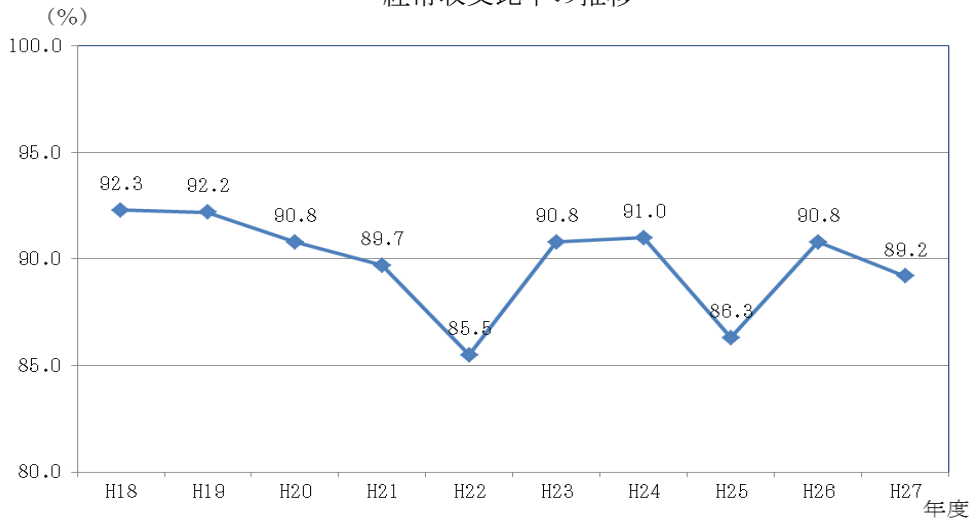


歳出は、人件費や扶助費などの義務的経費が 48.0%、普通建設事業費などの投資的経費が 14.3%、物件費などのその他経費が 37.7%となっています。義務的経費比率は、類似団体の 48.2%と比較して 0.2 ポイント低く、県内 11 市の中では 4 番目に高い比率となっています。

義務的経費の比較（平成 27 年度普通会計決算、類似団体及び県内 11 市）



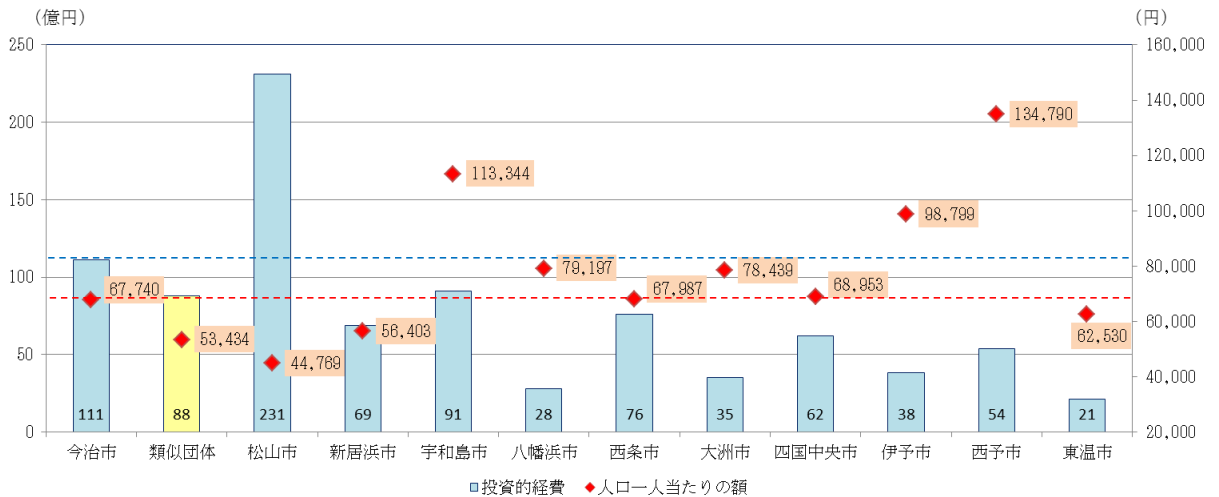
経常収支比率の推移



歳入と歳出を合わせた財政構造の弾力性（自由度）を判断する指標である経常収支比率は、前年度から1.6ポイント改善し89.2%となっています。

算出のための分子（経常経費充当一般財源）は、人件費、補助費などが減少したものの、公債費、扶助費が増加したことにより、前年度比約10億円（2.2%）の増加となっています。また、分母（経常一般財源）は、市税が減少したものの、地方消費税交付金、地方交付税、臨時財政対策債が増加したことにより、前年度比約19億円（4.1%）増加しています。

投資的経費の比較（平成27年度普通会計決算、類似団体及び県内11市）

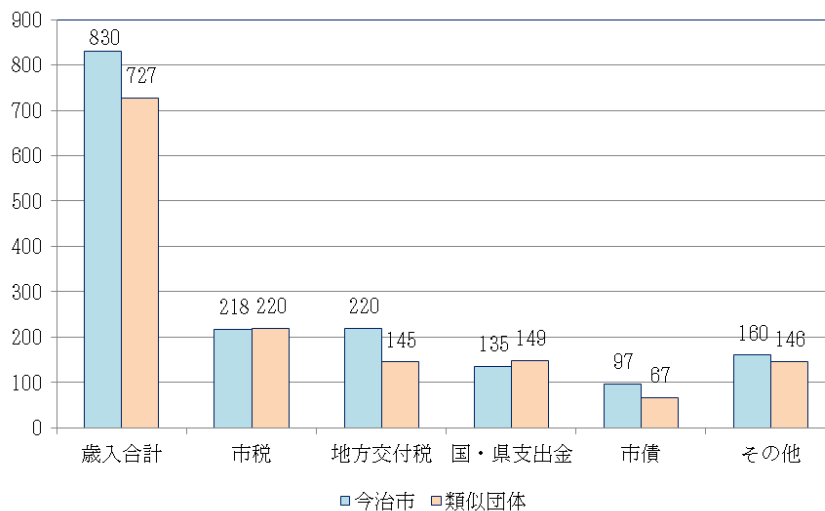


投資的経費は、普通建設事業費の減少により、前年度比約40億円（26.4%）減の約111億円となっています。人口一人当たりの額は類似団体と比較して26.8%多く、県内では4番目に低い額となっています。

(3) 類似団体との比較

平成 27 年度普通会計決算における類似団体との比較（歳入）

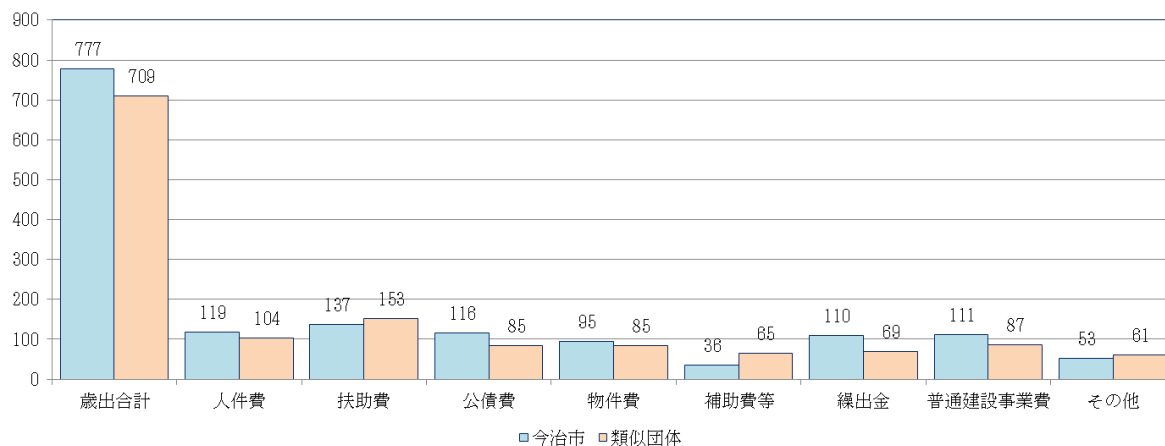
(億円)



平成 27 年度普通会計決算の状況を類似団体と比較すると、本市は歳入総額において 103 億円（14.1%）多くなっていますが、依存財源である地方交付税や市債の割合が高く、市税、国・県支出金の割合が低くなっています。

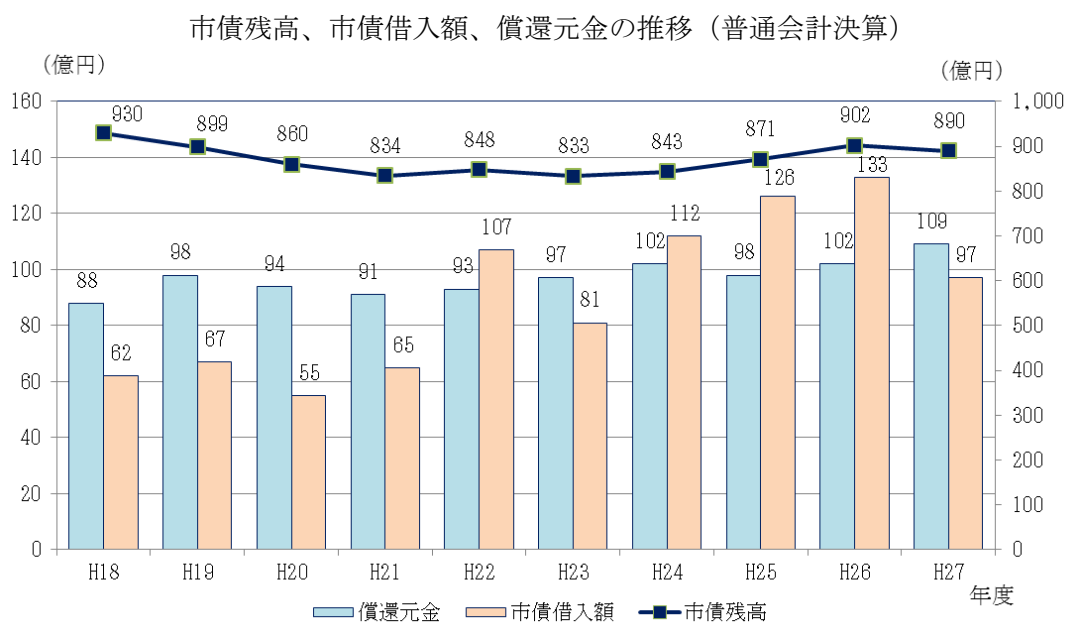
平成 27 年度普通会計決算における類似団体との比較（歳出）

(億円)



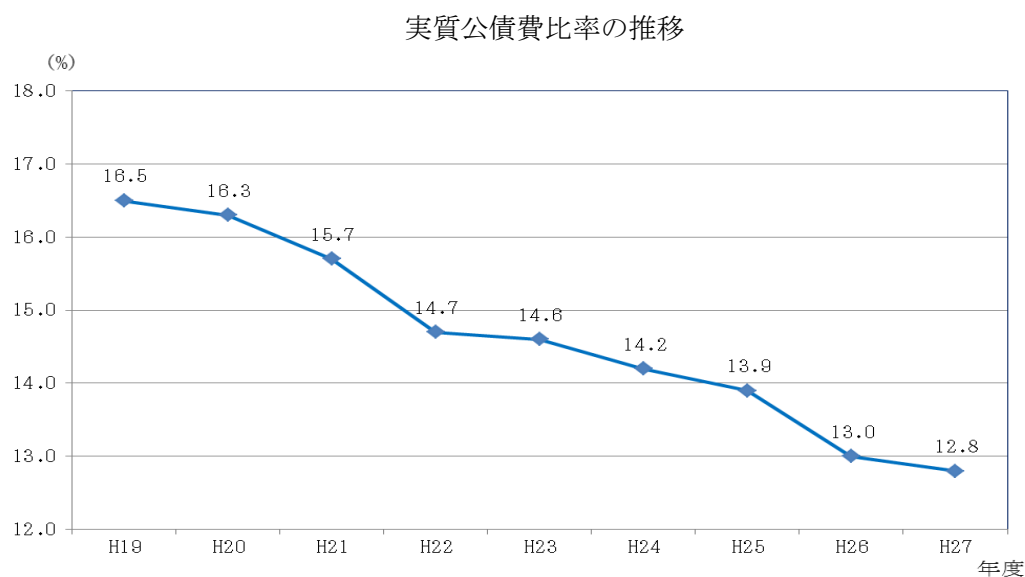
歳出について類似団体と比較すると、本市は歳出総額において 68 億円（9.6%）多く、人件費、公債費、物件費、繰出金及び普通建設事業費の割合が高くなっています。

(4) 市債の状況

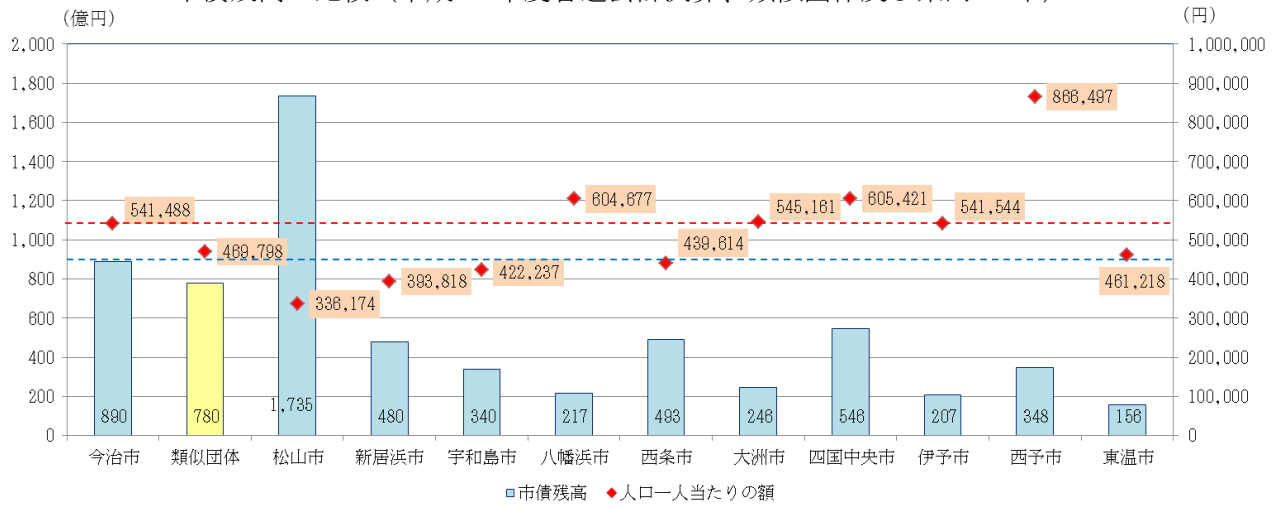


平成 27 年度普通会計決算における市債借入額は約 97 億円であり、前年度から約 35 億円減少していますが、これは合併特例債などを活用した普通建設事業の減少によるものです。

財政健全化の判断比率である実質公債費比率は、平成 27 年度 12.8% となり、前年度より 0.2 ポイント改善されています。



市債残高の比較（平成 27 年度普通会計決算、類似団体及び県内 11 市）



平成 27 年度末現在の市債残高は、前年度から約 12 億円減少した約 890 億円であり、類似団体と比較して約 110 億円多く、県内では 2 番目に多い額となっています。

【用語の説明】

- 普通会計
各地方公共団体が実際に経理している会計区分では、その区分範囲や行っている事業種類などが異なり、統一的な財政比較などが困難なため、一定の基準で区分し直した会計。
- 減債基金
地方債の償還を、年度を超えて計画的に行うために設けられる基金。
- 実質単年度収支
単年度における実質的な収支を把握するための指標。単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したものの。
- 自主財源
市税や繰入金など、市町村が自らの手で徴収又は収納できる財源。
- 地方交付税
地方自治体間にある財源の不均衡を調整し、国民が受ける基本的な行政サービスが住む場所によって差のないようにするために、一定の基準において国が地方公共団体に交付する資金。国はその使いみちを制限することができない。
- 依存財源
地方交付税、国庫・県支出金など、国・県などの意思により定められた額を交付又は割り当てられる財源
- 扶助費
社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費など。
- 普通建設事業費
道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設などの建設事業に要する経費。
- 投資的経費
道路や学校の整備など、その支出の効果が長期にわたる経費。普通建設事業費、災害復旧事業費など。
- 経常収支比率
財政構造の弾力性を判断する比率で、地方税や普通交付税のように用途が特定されていない、毎年度形状的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。
平成27年度の全国市町村の経常収支比率は、平均90.0%であった。
- 合併特例期間
合併した自治体に対する合併算定替の特例期間。今治市の場合は、平成17年度から平成26年度までの期間。
- 普通交付税
地方交付税の主体をなすもので、その総額は地方交付税総額の94%に相当する。
- 臨時財政対策債
地方交付税の代替財源となる市債の一種。国の地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その代替として発行が認められた市債であり、その償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置される。
- 合併特例債
合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などの目的のため発行できる市債。合併年度及びこれに続く10か年に限り、新市建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について発行でき、元利償還金の一部は普通交付税措置が行われる。東日本大震災により、被災地以外では発行期限が15年間に延長された。

II 平成 27 年度の改革への取組状況について

今治市集中改革プランは、行政改革の基本姿勢となる「市民の視点に立った行政運営」と「行政経営の視点に立った行政運営」の二つの視点を基本方針とし、地方分権改革に向けた行政改革を通じ、健全な財政基盤を確立するとともに、限られた財源の中、自律（自立）的で持続可能な行政基盤の確立を目的としています。

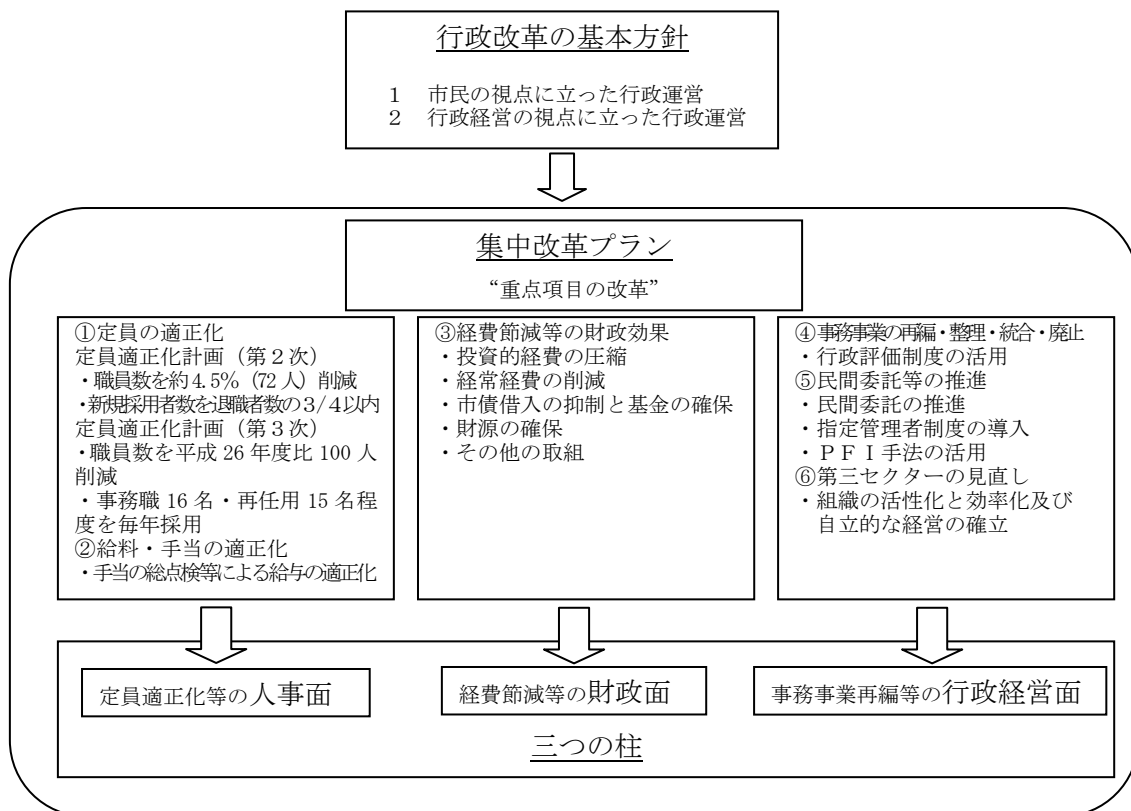
本プランにおける取組の重点項目として、

- ・ 定員の適正化
- ・ 給料・手当の適正化
- ・ 経費節減等の財政効果
- ・ 事務事業の再編・整理・統合・廃止
- ・ 民間委託等の推進
- ・ 第三セクターの見直し

以上 6 項目について、大きな三つの柱、「人事面、財政面、行政経営面」として捉え、今治市全体で取り組むべき目標（目的・テーマ）を定め、より効率的で効果的な行政改革を目指して取り組んでおります。

これらの目標達成に向けての平成 27 年度における取組状況について、次のとおり報告します。

集中改革プランイメージ図



1 定員適正化等の人事面

(1) 定員の適正化

①第2次定員適正化計画による数値目標 (H22.4.1～H27.4.1)

- ・職員数を約4.5パーセント(72人)削減、新規採用者数を退職者数の3/4以内

②第3次定員適正化計画による数値目標 (H26.4.1～H32.4.1)

- ・職員数を100人削減、事務職16名程度・再任用職員15名程度を毎年採用

【職員数の状況】

(単位 人・%)

区分		定員適正化計画								
		第2次								第3次
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	計	比率	H28
一般行政 部 門	目標値 ①	1,078	1,066	1,055	1,043	1,035	1,020	△58	△5.4	958
	実績値 ②	1,076	1,041	1,030	1,024	1,003	980	△96	△8.9	944
	差引 ①-②	2	25	25	19	32	40	—	—	14
特別行政 部 門	目標値 ①	351	349	347	345	343	341	△10	△2.8	325
	実績値 ②	356	354	350	335	328	326	△30	△8.4	317
	差引 ①-②	△5	△5	△3	10	15	15	—	—	8
公営企業等会計 部 門	目標値 ①	159	159	157	157	155	155	△4	△2.5	134
	実績値 ②	156	150	147	138	136	130	△26	△16.7	131
	差引 ①-②	3	9	10	19	19	25	—	—	3
合 計	目標値 ①	1,588	1,574	1,559	1,545	1,533	1,516	△72	△4.5	1,417
	実績値 ②	1,588	1,545	1,527	1,497	1,467	1,436	△152	△9.6	1,392
		前年比較	—	△43	△18	△30	△30	△31	—	—
	差引 ①-②	0	29	32	48	66	80	—	—	25

※表中の人数は、毎年4月1日時点の人数である。

※職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む。)であり、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含み、臨時、非常勤職員を除いている。

※一般行政部門：地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる「総務」「税務」「民生」「衛生」「土木」の部門をいう。

※特別行政部門：国の法令等により定員の配置基準の定められている「教育」「消防」の部門をいう。

※公営企業等会計部門：水道等の公営企業及び下水道等の特別会計の部門をいう。

【退職者数と新規採用者数の状況】

(単位：人)

区分	年度	定員適正化計画						
		第2次					第3次	
		H22	H23	H24	H25	H26	合計	H27
集中改革プランにおける 定年退職者数（見込み） ①		51	60	51	44	65	271	58
実定年退職者数 ②		51	52	42	39	58	242	52
実退職者数（普通・勸奨・懲戒・ 死亡等、再任用職員含む） ③		75	65	57	63	77	337	77
新規採用者数の目標値(第2次計 画は実退職者数の3/4以内)④		56	48	42	47	57	250	—
新規採用者数 ⑤		32	47	27	26	37	169	27
再任用職員採用者数 ⑥					7	9	16	6
目標値との差(第2次計画) ④-⑤-⑥		24	1	15	14	11	65	—
実退職者－実採用者数 ③-⑤-⑥		43	18	30	30	31	152	44

※⑤及び⑥の採用者数は、当該年度4月2日から翌年度4月1日までの1年間に新規に採用された職員数を示している。

【定員の適正化】

年度	取組状況
H22	水道料金の徴収部門の民間委託や図書館の指定管理を行うなどの事務整理縮小を図り、定員の適正化に努めた。
H23	平成22年度と同様に体育施設の指定管理を行うなど、事務事業の整理縮小を図り、定員の適正化に努めるとともに、行政需要が増大する分野には職員を増員するなど、職員配置の適正化に努めた。
H24	新規採用者数の抑制に努め、定員の適正化に努めるとともに、行政需要が増大する分野には職員を増員するなど、職員配置の適正化に努めた。
H25	本庁2部8課減、各支所1課減するなど大幅な組織改革を行い、事務事業の集約を行った。一方、イベント交流推進課や地域振興局の創設など、行政需要にも配慮した。

H26	平成 32 年 4 月 1 日の職員数を、平成 26 年 4 月 1 日から 100 人削減することを目標とする第 3 次定員適正化計画を策定した。また、定員の適正化を図る中、平成 26 年度から「再任用制度」を導入し、定年退職する職員の知識や経験などの継承・活用に努めた。
H27	支所業務の本庁集約化や退職者補充の抑制などにより定員適正化計画を着実に実行へ移すとともに、営業戦略課やサイクルシティ推進室を新設するなど重要施策へ職員を重点的に配置した。

(2) 給料・手当の適正化

- ・手当の総点検等による給与の適正化

【給料・手当の適正化】

年度	取組状況
H22	管理職手当の 10%カットを引き続き行うとともに、課長級以上で 55 歳を超える高齢職員の給料の 1.5%カットを行うなど、給与の適正化に努めた。
H23	平成 22 年度に引き続き、管理職手当及び高齢職員の給料カットを行うなど、給与の適正化に努めた。
H24	管理職手当及び高齢職員の給料カットを行うとともに、平成 18 年に導入された給与構造改革に伴う現給保障制度の一部廃止を国に先んじて行うなど、給与の適正化に努めた。
H25	管理職手当及び高齢職員の給料カットを行い、さらに 55 歳を超える職員の昇給を抑制し、退職手当についても支給率を段階的に引き下げた。また、国家公務員の給与減額支給措置に鑑み、7 月から職員の給料額を特例的に減額した。
H26	高齢職員の給料カット及び昇給の抑制を行い、退職手当についても支給率を段階的に引き下げた。また、管理職員においては、人事考課制度の結果を勤勉手当に反映した。
H27	国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、給料表及び諸手当の改定を実施した。また、管理職手当を定率制から定額制へ改めた。

参考資料

【ラスパイレス指数の推移】

(各年度4月1日現在)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
今治市	93.6	94.0	102.2(94.4)	101.9(94.1)	94.4	93.8
全国市平均	98.8	98.8	106.9(98.8)	106.6(98.5)	98.6	98.7
類似団体 平均	99.3	99.4	108.5(100.3)	108.3(100.1)	100.0	100.0
愛媛県	100.4	100.2	107.4(99.3)	107.1(98.9)	98.9	98.9
松山市	100.0	100.1	108.4(100.2)	108.1(99.9)	99.9	99.8
新居浜市	101.9	101.4	109.2(100.9)	108.5(100.3)	99.9	99.9
宇和島市	95.6	94.8	102.6(94.9)	102.7(94.9)	95.0	95.4
八幡浜市	97.1	97.4	105.6(97.6)	105.6(97.5)	97.9	97.9
西条市	95.4	94.8	102.5(94.7)	101.5(93.8)	93.6	93.9
大洲市	93.1	93.9	101.4(93.7)	101.6(93.9)	93.8	94.4
四国中央市	98.5	98.6	106.1(98.0)	106.1(98.0)	98.3	98.5
伊予市	97.3	97.0	105.1(97.1)	104.8(96.8)	97.0	97.0
西予市	91.5	91.6	99.2(91.7)	99.2(91.6)	92.0	92.6
東温市	92.1	92.4	99.8(92.2)	100.1(92.4)	92.3	93.3

※ラスパイレス指数：市職員の学歴別・経験年数別構成等が国と同一であると仮定して平均給料額を算出し、国家公務員の平均俸給額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの

※（ ）の値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

【臨時・嘱託職員等の推移】

(各年度4月1日現在、単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
嘱託職員	231	238	267	269	280	284	296
臨時職員 (長期アルバイト を含む)	705	700	694	718	739	714	708
計	936	938	961	987	1,019	998	1,004

2 経費節減等の財政面

(1) 経費節減等の財政効果

①合併特例期間における投資的経費の圧縮

- ・有利な資金を活用した普通建設事業の実施
- ・投資的経費を 140 億円以内に抑制

【投資的経費（普通建設事業費、災害復旧費）の状況】 (単位：百万円)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
見通し額 ①	9,800	10,500	12,700	12,200	15,300	9,700
目標値 ②	9,800	9,400	11,400	11,000	13,800	8,700
実績値 ③	10,694	8,003	12,047	13,852	15,124	11,131
差引 ②-③	△894	1,397	△647	△2,852	△1,324	△2,431

※合併特例期間：合併した自治体に対する合併算定替の特例期間。今治市の場合は、平成 17 年度から平成 26 年度までの期間。

②経常経費（投資的経費、義務的経費を除く消費的経費）の削減

- ・経常経費の 5 %削減

【経常経費（投資的経費、義務的経費を除く消費的経費）の状況】 (単位：百万円)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
見通し額 ①	24,200	24,900	24,400	24,100	25,000	24,100
目標値 ②	24,200	23,700	23,100	22,900	23,800	22,600
実績値 ③	23,027	23,748	23,392	23,882	24,078	24,994
差引 ②-③	1,173	△48	△292	△982	△278	△2,394

※投資的経費：道路や学校の整備など、その支出の効果が長期にわたる経費。普通建設事業費、災害復旧事業費など。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費。

※消費的経費：義務的経費を除く、物件費、維持補修費、補助費など、経費支出効果が当該支出年度又は極めて短期間で終わるもの。

③市債借入の抑制と基金の確保

- ・市債償還元金を上回らない市債借入（臨時財政対策債を除く。）
- ・実質公債費比率を18%未満（単年度でも18%未満にすることを目標）に抑制
- ・財政調整基金約100億円の確保

【市債借入と基金の状況】

（単位：百万円）

区分 \ 年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27
市債償還元金	見通し額①	8,097	8,531	8,640	8,329	8,493	8,671
	実績値 ②	8,338	8,592	8,999	8,315	8,066	8,437
	差引 ①-②	△241	△61	△359	14	427	234
市債借入額	見通し額①	5,733	5,954	7,870	7,399	9,011	4,603
	実績値 ②	5,873	4,835	7,780	8,782	10,033	6,334
	差引 ①-②	△140	1,119	90	△1,383	△1,022	△1,731
(市債償還元金－市債借入額)	見通し額①	2,364	2,577	770	930	△518	4,068
	実績値 ②	2,465	3,757	1,219	△467	△1,967	2,103
	差引 ①-②	△101	△1,180	△449	1,397	1,449	1,965
実質公債費比率 (%) (3か年平均)	見通し額①	15.0	15.7	16.4	17.1	17.1	16.6
	実績値 ②	14.7	14.6	14.2	13.9	13.0	12.8
	差引 ①-②	0.3	1.1	2.2	3.2	4.1	3.8
実質公債費比率 (%) (単年度)	見通し額①	14.9	17.1	17.4	16.8	17.1	16.0
	実績値 ②	13.9	14.6	14.1	13.0	12.1	13.5
	差引 ①-②	1.0	2.5	3.3	3.8	5.0	2.5
財政調整基金残高	見通し額①	7,858	7,482	6,918	5,963	6,056	3,362
	実績値 ②	10,222	10,436	13,311	13,320	12,887	13,744
	差引 ①-②	△2,364	△2,954	△6,393	△7,357	△6,831	△10,382

※臨時財政対策債：地方交付税の代替財源となる市債の一種。国の地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その代替として発行が認められた市債であり、その償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置される。

※実質公債費比率：実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標で、地方税や普通交付税のように使途が特定されていない、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値のこと。高くなると新たな市債の発行が制限される。平成27年度全国市町村の実質公債費比率は、平均7.4%であった。

※財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害、③緊急に必要な公共事業などやむを得ない場合、④財産取得、⑤地方債の繰上償還、のいずれかに限られる。

④財源の確保

- ・市税等の課税客体の把握、徴収率の向上
- ・使用料、手数料の基本3年ごとの見直し
- ・遊休市有地の貸付や売却等による公的資産の流動化

【財源の確保】

年度	取組状況
H22	市税等の課税対象の把握に努め、徴収努力により地方税徴収率が平成21年度93.6%から平成22年度94.0%に向上した。平成22年度から住民票等の手数料を200円から300円に改定し、約2,000万円の増となった。市有地については新都市用地の売却などに努めた。
H23	市税等の課税対象の把握に努め、徴収努力により地方税徴収率が平成22年度94.0%から平成23年度94.4%に向上した。GISシステムの航空写真を利用し課税客体の現況把握に努めた。市有地については新都市用地、海事都市関連用地の売却などに努めた。また、平成23年10月から一般廃棄物処理手数料を改定し、約7,800万円の増となった。
H24	市税等の課税対象の把握に努め、徴収努力により地方税徴収率は平成23年度と同率の94.4%であった。市有地については新都市用地、海事都市関連用地の売却などに努めた。また、ごみ袋やごみカレンダーに広告を掲載し、自主財源の確保に努めた。
H25	市税等の課税対象の把握に努め、徴収努力により地方税徴収率が平成24年度94.4%から平成25年度95.1%に向上した。また、全庁的に滞納者への行政サービス制限を働きかけるとともに、普通徴収事務所について特別徴収事務所への移行推進に努めた。
H26	市税等の課税対象の把握に努め、徴収努力により地方税徴収率が平成25年度95.1%から平成26年度95.5%に向上した。また、ふるさと納税の推進により寄附金が平成25年度26,837千円から平成26年度172,398千円に増額した。そのほか、しまなみ海道自転車道周辺の市保有施設等の看板に有料企業広告を掲載し、自主財源の確保に努めた。

H27	市税等の課税対象の把握に努め、徴収努力により地方税徴収率が平成26年度95.5%から平成27年度96.1%に向上した。また、ふるさと納税の推進により寄附金が平成26年度172,398千円から平成27年度506,232千円に増額した。また、小学校跡地などの遊休地について売却を進めた。
-----	---

※課税客体：課税の対象となるべきもの。

⑤その他の取組

- ・事務事業の「選択と集中」による財源の効率的活用
- ・スクラップ・アンド・ビルドを基本とした、補助金制度の見直し
- ・事務事業の推進を図るための、新たな予算編成方式の導入

【その他の取組】

年度	取組状況
H22	一般会計において最終予算目標額を設定し、市単独事業の統廃合を含め、おおむね5%の削減を基本とし、事業ごとに目標額を掲げて見直しを行う予算編成を行った。
H23	中長期財政収支の見通しにより、最終予算額を設定し、投資的経費や経常経費の削減目標を掲げて予算編成に取り組んだ。前年度に引き続き、軽自動車税のコンビ収納を実施し、市税の早期収納及び納税者の納付機会拡充を図った。
H24	中長期財政収支の見通しにより、最終予算額を設定し、投資的経費や経常経費の削減目標を掲げて予算編成に取り組んだ。
H25	中長期財政収支の見通しにより、最終予算額を設定し、投資的経費や経常経費の削減目標を掲げて予算編成に取り組んだ。また、国民健康保険税を7.9%、下水道使用料を10%引き上げ、特別会計への繰出金を削減した。
H26	中長期財政収支の見通しにより、最終予算額を設定し、投資的経費や経常経費の削減目標を掲げて予算編成に取り組んだ。また、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした補助金の見直しに着手した。
H27	中長期財政収支の見通しにより、最終予算額を設定し、投資的経費や経常経費の削減目標を掲げて予算編成に取り組んだ。また、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした補助金制度の改正を実施した。

参考資料

【収支見通し】

(単位：百万円)

区分		年度					
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
実質単年度収支	見通し額①	△625	△1,343	△614	△1,440	237	△3,319
	目標値②	△600	△200	600	△300	1,500	1,900
	実績値③	1,805	920	2,665	△411	△489	1,140
	差引②-③	△2,405	△1,120	△2,065	111	1,989	760
収支累計	見通し額①	△625	△1,969	△2,582	△4,022	△3,786	△7,104
	目標値②	△600	△800	△200	△500	1,000	△1,000
	実績値③	1,805	2,725	5,390	4,979	4,490	5,630
	差引②-③	△2,405	△3,525	△5,590	△5,479	△3,590	△6,630

※実質単年度収支：単年度における実質的な収支を把握するための指標。単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したものの。

3 事務事業再編等の行政経営面

(1) 事務事業の再編・整理・統合・廃止

- ・職員力と市民力・地域力（仕組みづくりにおける視点）
- ・行政評価制度の活用
- ・公の施設のあり方について

【事務事業の再編・整理・統合・廃止】

年度	取組状況
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1改革運動を実施し、職員提案には268人から延べ306件の提案があった。そのうち、29件が採択、16件が要検討とされ、これに対し関係課が具体的に取組を行った。また、業務改善については1,139人の職員が取り組み、延べ1,153件の改善実績が報告された。 ・事務事業評価のうち、施設評価に特化して、具体的にプロジェクトチームを立ち上げて取り組むことについての方針を決定した。
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1改革運動を実施し、職員提案には240人から延べ258件の提案があった。そのうち、12件が採択、26件が要検討とされ、これに対し関係課が具体的に取組を行った。また、業務改善については1,044人の職員が取り組み、延べ1,056件の改善実績が報告された。 ・「公の施設等評価」の実施に向けて、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、計12回の検討会を開催し、その結果として公の施設等の「現状把握の方法」、「点検・評価の方法」について取りまとめた。
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1改革運動を実施し、職員提案には248人から延べ262件の提案があった。そのうち、13件が採択、15件が要検討とされ、これに対し関係課が具体的に取組を行った。また、業務改善については887人の職員が取り組み、延べ894件の改善実績が報告された。 ・「公の施設等評価」の実施に向けて、公の施設等の管理運営状況の実績を取りまとめ、現状把握を行った。
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1改革運動を実施し、職員提案（平成25年度はテーマを設定した。）には116人から延べ119件の提案があった。そのうち、3件が採択、5件が要検討とされ、これに対し関係課が具体的に取組を行った。また、業務改善については983人の職員が取り組み、延べ988件の改善実績が報告された。 ・「公の施設等評価」については、利用状況等施設の基礎データを公表し、その情報を基に市内部における庁内評価を行い、その庁内評価について今治市行政改革推進審議会による外部評価を実施の上、「公の施設等評価及びあり方方針」を策定した。

H26	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1改革運動については、第2次今治市総合計画策定の過程で職員アンケートを始め様々な形で職員の意見・提案を拾い上げていくため一時休止した。 ・「公の施設等評価」については、昨年度に策定した「公の施設等評価及びあり方方針」に基づき、平成27年度末までの廃止（改正）条例の上程及び廃止施設の利活用の推進に向け、施設ごとに利用者等への説明・協議に着手した。
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり1改革運動を平成28年度から再開させるべく、業務改善については、多角的な視点の中で改善に取り組むことにより「職員の意識・能力の向上と組織の活性化」を図るため、取組単位を「個人から組織」へと変更した。また、職員提案については、時代に即した行政課題の解決や施策展開を図るため、新たにテーマ制を導入できるよう実施方法の見直しを行った。 ・「公の施設等評価」は、平成27年度末までに公の施設としての位置付けを廃止する方針が打ち出された111施設すべてにおいて、利用者等への丁寧な説明に努め、廃止条例議決、又は用途廃止の手続きを完了した。また、廃止後の有効活用策について、地域住民や利用者団体等との協議を重ね、公共的団体等による地域の特性を活かした活動・交流拠点施設としての利活用の推進に取り組んだ。

※行政評価制度：行政活動における政策、施策及び事務事業を一定の目的・基準・視点によって客観的に評価し、その結果を改善・改革に結び付けるシステムのこと。

「事務事業評価」は、このうちの一つである。

※公の施設：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設（地方自治法第244条第1項）。

※ひとり1改革運動：全ての職員が創意工夫を凝らした業務改善及び職員提案に取り組むことにより、職員の意識改革を図り、市民の視点に立った行政サービスの向上を目指すもの（・「業務改善」…自らの課における業務の見直しを実践するもの ・「職員提案」…他の課における業務等に対して、自ら実践する視点を持って、速やかに実行可能な提案を行うもの）

（2）民間委託等の推進

- ・民間委託の推進
- ・指定管理者制度の導入
- ・PFI手法の活用

【民間委託等の推進】

年度	取組状況
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入施設は、平成23年4月1日現在において、新規導入の大西図書館、レンタサイクルを含め、95施設となった。 ・水道業務のうち、料金の徴収、窓口業務、閉開栓などの民間委託を平成23年度から開始すべく所要の手続を行った。 ・大規模施設の整備に当たり、PFI手法の活用について検討を行っている。なお、クリーンセンターについては、PFI等導入可能性調査に着手した。

H23	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入施設は、平成 24 年 4 月 1 日現在において、新規導入の体育施設、朝倉ふれあい交流センター、しまなみの駅御島を含め、113 施設となった。 ・水道業務のうち、今治、朝倉、玉川、波方、大西、菊間の 6 事業所の各種届出・問合せの受け付け、メーター検針、料金の徴収などの業務について、平成 23 年 4 月 1 日より一括して民間業者に委託した。 ・大規模施設の整備に当たり、P F I 手法の活用について検討を行っている。なお、クリーンセンターについては、P F I 等導入可能性調査の結果、D B O 方式（公設民営方式）での事業実施の可能性が確認された。
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入施設については、12 施設について指定管理者更新の手続きを行い、平成 25 年 4 月 1 日現在において、前年と同じく 113 施設のままとなった。 ・水道業務について、旧市内と陸地部を合わせた 6 事業所と同様に、吉海、関前、越智諸島（宮窪、伯方、上浦、大三島）の島しょ部 3 事業所の各種届出・問合せの受け付け、メーター検針、料金の徴収などの業務（関前は一部サービスが異なる。）についても、平成 24 年 7 月 1 日より一括して民間業者に委託した。 ・地域包括支援センターについて、高齢者に関する身近な相談窓口の拡充を図るため、民間委託を含めた増設を行うこととし、平成 25 年度から事業開始すべく所要の手続きを行った。 ・大規模施設の整備に当たり、P F I 手法の活用について検討を行っている。なお、クリーンセンターについては、P F I 等導入可能性調査の結果を踏まえ、D B O 方式（公設民営方式）での事業実施を決定した。
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入施設については、6 施設について指定管理者更新の手続きを行ったが、一部施設廃止により、平成 26 年 4 月 1 日現在において、110 施設となった。 ・地域包括支援センターについて、高齢者に関する身近な相談窓口の拡充を図るため、従来は直営 3 か所であったところを、平成 25 年 4 月 1 日より民間委託を含め 6 か所（陸地部 5 か所：民間委託、島しょ部 1 か所：直営）に増設し、事業を開始した。 ・大規模施設の整備に当たり、P F I 手法の活用について検討を行っている。なお、クリーンセンターについては、D B O 方式（公設民営方式）での事業実施に向けて、民間事業者の募集及び選定等所要の手続きを行い、事業に着手した。

H26	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入施設については、8施設について指定管理者更新の手続きを行なったが、一部施設の直営化及び廃止などにより、平成27年4月1日現在において、106施設となった。 学校給食の安心・安全性の確保を前提に、給食運営の合理化を推進する一つの手法として、市立夢づくり調理場における学校給食の調理・洗浄業務等について、平成27年度から民間委託を実施すべく、所要の手続きを行った。
H27	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入施設については、7施設について指定管理者更新の手続きを行ったが、一部施設の廃止等により、平成28年4月1日現在において、99施設となった。 老朽化に伴い新たに整備する（仮称）高橋浄水場について、民間事業者の技術力やノウハウを活用し、安全でおいしい水の安定供給及び水道事業の安定的・効率的な運営等を実現するため、DBM（設計・建設・維持管理の一括発注）方式により実施する「（仮称）高橋浄水場整備等事業実施方針」を定め、公表した。

※指定管理者制度：多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを目的とした制度。

※PFI手法：公共施設等の建設、維持管理、運営などを行うにあたって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的で質の高いサービスを提供する手法。

※DBO方式：公共が資金を調達し、設計・建設・運営を民間に一括して委ねる事業方式。正式名称は Design（設計） Build（建設） Operate（運営）。

※DBM方式：公共が資金を調達し、設計・建設・維持管理を民間に一括して委ねる事業方式。正式名称は Design（設計） Build（建設） Maintenance（維持管理）

(3) 第三セクターの見直し

- ・組織の活性化と効率化及び自立的な経営の確立
- ・新たな公益法人改革への取組

【第三セクターの見直し】

年度	取組状況
H22	<ul style="list-style-type: none">・平成23年3月31日付けで職業訓練法人東予情報処理技術振興財団を解散した。残余財産（現金 約 5,100 万円、建物（学生会館 R C造2階建 延床面積 505.7 m² 等））は、全て今治市に帰属され、建物については普通財産として活用されることとなった。・公益法人改革への取組については、法律の期限内での移行を目指し、事業の見直しを含め、積極的な指導を行った。
H23	<ul style="list-style-type: none">・公益法人改革への取組については、法律の期限内での移行を目指し、事業の見直しを含め、積極的な指導を行った。その結果、移行手続が必要な7法人のうち、2法人が平成24年4月1日をもって移行手続を完了した。
H24	<ul style="list-style-type: none">・公益法人改革への取組については、法律の期限内での移行を目指し、事業の見直しを含め、積極的な指導を行った。その結果、移行手続が必要な5法人全てが平成25年4月1日をもって移行手続を完了した。
H25	<ul style="list-style-type: none">・第三セクターについては、各法人の詳細な経営状況を本市ホームページで公開するとともに、健全な経営の確保に向けて、適切な指導や支援を行っている。
H26	<ul style="list-style-type: none">・第三セクターについては、その経営状況等について適切に把握するとともに、その内容についても本市ホームページで広く市民に公開し、透明性の確保に努めた。
H27	<ul style="list-style-type: none">・第三セクターについては、その経営状況等について適切に把握するとともに、全ての法人に監査報告書の提出を求め、経営状況等とともに本市ホームページで広く市民に公開し、透明性の確保に努めた。

※第三セクター：国や地方公共団体と民間との共同出資による事業体。

※公益法人制度改革：公益法人制度に関する制度改革。従来の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設し、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益法人に認定する制度が創設された。

※公益法人：従前は公益（不特定多数の者の利益）を目的とし、かつ営利を目的としない法人であり、社団法人と財団法人とに分けられていたが、現在は、公益法人制度改革により、公益財団法人と公益社団法人の両者をまとめた場合の総称。